

主治医意見書

年 月 日

富田林市長 様

予防接種法施行令第3条第2項の規定に基づき、長期にわたり療養を必要とする疾病等の特別の事情により定期接種を受けることができなかつた者が、今般、特別の事情がなくなつたため、定期接種を実施できると判断しますので、意見書を提出します。

被接種者	フリガナ 氏名		性別	男 ・ 女
	生年月日		年齢	歳 か月
	住所	富田林市		
特別の 事情の 内容等	該当理由や 疾病名称等	1. 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症、その他の免疫機能に支障を生じさせる重篤な疾病 名称等 () 2. 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群、その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病 名称等 () 3. 上記1又は2の疾病に準ずるもの 名称等 () 4. 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと 5. 医学的知見に基づき上記に準ずると認められるもの 名称等 ()		
	該当番号に○をつけ名称等を記入してください			
	接種不適當 要因が生じた日	年	月	日
	接種不適當 要因が解消された日	年	月	日
今後の予防 接種の計画				
医療機関 名称・医師名				

<医療機関ご担当者様>

※この意見書は、予防接種が実施できるようになってから1回目の接種時のみ必要です。

※長期療養を必要とする疾病にかかつた者等の定期接種については、接種不適當要因が解消された日から起算して2年（高齢者の肺炎球菌感染症及び帯状疱疹に係る定期接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して1年）が経過するまでの間は接種可能です。ただし、BCGは4歳、小児の肺炎球菌は6歳、ヒブは10歳、4種混合と5種混合は15歳に達するまでの間に限ります。